

会 議 名 (審議会等名)		川西市個人情報保護審議会 (第44回)		
事 務 局 (担当課)		総務部 行政室 総務課 内線 (2321)		
開 催 日 時		平成21年3月6日(金) 午後6時15分～午後7時55分		
開 催 場 所		本庁舎 4階 庁議室		
出 席 者	委 員	長尾委員 (副会長) ・荒木委員 ・井口委員 ・井手委員 ・園田委員 田中委員 ・中村委員 ・三宅委員		
		欠席委員：池田委員 (会長) ・井上委員		
	実施機関	《総務部危機管理室》駒井室長 ・足立副主幹 ・後藤 《健康福祉部健康生活室長寿・介護保険課》乾室長 ・大田課長 ・富本 《健康福祉部福祉推進室福祉政策課》根津室長 ・丸野課長補佐 《市民生活部市民環境室市民課》福西室長 ・上松課長 ・河北主査 《市民生活部地域活性室商工観光課内(定額給付金等対策チーム)》 大森室長 ・芝課長 ・龜山課長補佐		
	事 務 局	小田室長 ・森課長 ・佐藤課長補佐 ・岩脇主査 ・竹下		
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	0 人
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由				
会 議 次 第		1 会長あいさつ 2 審議事項 《諮問第33号》 災害時要援護者把握の充実に係る個人情報の利用・提供について ①危機管理室から長寿・介護保険課への利用 ②上記①に基づく、長寿・介護保険課から地域包括支援センターへの利用及び提供 ③上記①に基づく、長寿・介護保険課から在宅介護支援センターへの提供 ④上記①に基づく、長寿・介護保険課から民生委員児童委員への提供 《諮問第34号》 定額給付金支給管理事務及び子育て応援特別手当支給管理事務に係る外国人登録原票の利用について 3 報告事項 統計法(平成19年法律第53号)の制定に伴う個人情報保護条例の一部改正について 4 その他		
会 議 結 果		当該諮問(第33号及び第34号)案件については、その取扱いを適当なものであると認める答申を得る。		

会 長：あいさつ  
 事 務 局：説明

本日提出資料の確認及び説明

事前送付資料→①開催通知

②諮問書（第33号）

③諮問書（第34号）（案）

④統計法改正のパンフレット

⑤統計法改正に伴う個人情報保護条例第43条の新旧対照表

本日提出資料→①レジメ

②座席表

③平時における災害要援護者情報の共有について（ひとり暮らし高齢者）

④諮問書（第34号）

⑤「定額給付金」及び「子育て応援特別手当」について

審議事項

諮問第33号 災害時要援護者把握の充実に係る個人情報の利用・提供について

諮問第34号 定額給付金支給管理事務及び子育て応援特別手当支給管理事務に係る外国人登録原票の利用について

会 長 代 理  
 （副会長）

それでは、会長がおられません、遅れて来られると思いますけど、時間がまいりましたので、副会長の私が会長代理として議事進行をさせていただきます。各委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、当審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。それでは、ただいまから『第44回川西市個人情報保護審議会』を開催いたします。本日におきましては、1名委員が欠席ということでございますが、当審議会規則第4条第2項にあります、「審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」という規定は満たしておりますので、当審議会は有効に成立していることを、まずご報告申し上げます。次に、本日の予定でございますが、開催通知においてもご承知いただいておりますとおり、本日は、諮問案件が2件、そして報告事項が1件でございます。まず、諮問案件の方ですが、一つは、「災害時要援護者把握の充実に係る個人情報の利用・提供について」でございます。もう一つは、「定額給付金支給管理事務及び子育て応援特別手当支給管理事務に係る外国人登録原票の利用について」でございます。これは、共に川西市個人情報保護条例第10条第1項第4号及び、第2項の規定に基づきます、個人情報の目的外利用・提供及び、それに伴う本人通知の有無に関する諮問であります。そして、報告事項といたしまして、「統計法の制定等に伴う個人情報保護条例の一部改正について」ということで、これは事務局より説明がなされます。本日は、この2つの諮問案件の審議と、報告事項を議題としておりますので、委員の皆様におかれましては、その点をよろしくお願いしたいと思います。それではまず、審議に先立ちまして、本日配布されております書類の確認及び諮問案件の概要等につきまして、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

※ 事務局 説明（略）

会 長 代 理  
 （副会長）

ご苦労様でした。事務局からの説明が終わりました。何かご質問等はありませんか。まあ、これから詳しく説明してもらいますから、特にないようでしたら、これより当該諮問案件の説明を実施機関より受けた

	<p>と思いますが、その前に本日の会議の進め方でございますけれども、まず、それぞれの諮問案件に係る内容について、実施機関から説明を受けまして、その後、質疑の時間をとらせていただきます。そして、実施機関の退席後に、両諮問案件につきまして、条例第10条第1項第4号の規定にありますように、「個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために当該個人情報を提供することに相当な理由」があり、かつ「本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるのか」どうかなど、また同条第2項の規定にあります「本人通知の有無」について、ご審議をお願いしたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。それでは、それぞれの実施機関の担当者に入室していただきます。諮問第33号案件につきましては、「総務部危機管理室」及び「健康福祉部健康生活室長寿・介護保険課」、そして「健康福祉部福祉推進室福祉政策課」の担当者の方、それから第34号案件につきましては、「市民生活部市民環境室市民課」及び「市民生活部地域活性室商工・観光課内定額給付金等対策チーム」の担当者の方入室させてください。それでは、お願いたします。</p> <p style="text-align: center;">※ 各実施機関 入室</p>
<p>会長代理 (副会長)</p>	<p>職員のみなさん、遅い時間にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日は、この審議会では、諮問第33号案件の「災害時要援護者把握の充実に係る個人情報の利用・提供について」について、それから、諮問第34号案件の「定額給付金支給管理事務及び子育て応援特別手当支給管理事務に係る外国人登録原票の利用について」につきまして、それぞれ当該個人情報の目的外利用・提供について審議いたしますので、これに関しましてのご説明をいただくということでお越しいただきました。どうぞよろしくお願いたします。それでは、本日お越しいただいた実施機関の担当者の方々に、自己紹介をお願いしたいと思います。では、まず諮問第33号案件の実施機関の担当の方からお願いたします。</p>
<p>実施機関</p>	<p>お世話になります。災害時要援護者把握事務につきまして、よろしくお願いたします。危機管理室の室長「駒井」と申します。よろしくお願いたします。同じく「足立」と申します。よろしくお願いたします。同じく「後藤」と申します。よろしくお願いたします。健康生活室長寿・介護保険課の「乾」といいます。よろしくお願いたします。それから、課長の「大田」といいます。よろしくお願いたします。担当の「富本」でございます。よろしくお願いたします。それから、災害時要援護につきましても健康福祉部の主管でございますところの福祉推進室の室長の「根津」でございます。よろしくお願いたします。課長補佐の「丸野」でございます。よろしくお願いたします。どうかよろしくお願いたします。</p>
<p>会長代理 (副会長)</p>	<p>ありがとうございました。それでは、一緒にやってもらいますか、諮問34号案件の。</p>
<p>実施機関</p>	<p>どうもお世話になります。本日、諮問させていただいております34号案件に係ります、外国人登録情報を所管しています市民生活部市民環境室長の「福西」と申します。どうぞよろしくお願いたします。市民課長の「上松」でございます。どうぞよろしくお願いたします。市民課の「河北」です。どうぞよろしくお願いたします。定額給付金等担当チームのリ</p>

会長代理 (副会長)	<p>ーダーで市民生活部地域活性室長の「大森」でございます。どうぞよろしくお願いたします。サブリーダーの福祉政策課長の「芝」でございます。よろしくお願いたします。メンバーの市民課の「亀山」といいます。よろしくお願いたします。</p> <p>ありがとうございました。それでは、これよりご説明をお願いしたいと思いますが、まず最初に、諮問第33号案件の「災害時要援護者把握の充実に係る個人情報利用・提供について」の方から進めて参ります。33号案件につきましては、当該個人情報を保有しております諮問担当課は「危機管理室」で、また当該個人情報利用に当たっては、「長寿・介護保険課」が主体となっております。諮問案件の経緯等につきまして説明を受けました後には、質疑応答を行いたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p>
実施機関	<p>危機管理室「足立」でございます。資料の別紙を見ていただけますでしょうか。諮問33号の①危機管理室から長寿・介護保険課への利用ということで、説明させていただきます。平成19年4月に災害時要援護者支援の取り組みを進めるに当たりまして、当審議会でその対象者、福祉部局の持っている対象者の情報を危機管理室にいただくことにいただきました。それをもちまして、2年間近くですけれども、災害時要援護支援の取り組みを各地域でさせていただきました。現在、各地域の取り組みで14地区ある地区で、8地区が既に取り組みを進められております。そのうち、現在、情報が集計されているのは6地区でございます。その中で、特にひとり暮らし高齢者、これは民生委員さんの方からいただいた福祉にあがった情報を危機管理でいただいておりますけれども、その対象者が、約38%程度の同意しか得ておりません。あと、約70%弱でございますけれども、その方々の更なる同意の確率を上げたいということで、私どもがいただいております、同意する・同意しない、災害時の要援護について、支援について同意する・同意しないの付加情報を追加した情報につきまして、当該担当課、長寿・介護保険課に提供させていただきたいと考えております。長寿・介護保険課から、また、さらにその他の組織で活用していただくように考えているところでございます。現在、先ほど申し上げましたが、14地区のうち、8地区が取り組みをしておりますが、特に、前回いただいた対象者、ひとり暮らしの高齢者、要介護4の在宅高齢者、障害手帳をお持ちの方々ですが、現在は等級等につきましては、この方々だけではなく、それ以外の方、例えば、日頃日中独居の方、あるいは高齢者夫婦世帯の方、歳を召されて加齢に伴って病気をされてどこか体の不自由な方、そういった方々も対象人にすべきだという地域の住民の皆さんの声がございます。ここで諮問をいただいた方以外の同意をされた方についても、手続きは進めさせていただいております。現在で、6地区ですけど、1,300人くらいの方々の手続きをいただいております。特に、枠外、本審議会で決めていただいた以外の対象外の方の枠外の方々についての書類の配布についてでございますが、私ども当初は、地域で安否確認を同意される方の情報管理する団体、実際に地域で安否確認する団体を各地域で決めていただいておりますが、それを決めていただいた段階で、私どもの担当の方の、長寿・介護保険課・障害福祉課から対象者のみにそういった手続きの同意書を送付する予定でございましたが、先ほど申しました枠外の方々も住民の皆さんを対象にすべきだということで、ほとんどの地域で全戸配布、住民の方自身による私どもの手続きの全戸配布をしていただいております。8地区のうち、今現在2地区だけが対象者のみになっておりまして、あ</p>

## 実施機関

と2つ3つ予定されてるところも、ほとんど住民の皆様による全戸配布という形で進めさせていただいてるところでございます。それが具体的な今の進捗状況でございますが、先ほど申し上げましたように、特に、ひとり暮らしの高齢者の皆さんの登録の率をあげたいということで、こちらの長寿・介護保険課の方にその付加情報を提供したいと考えております。その後の利用につきましては、長寿・介護保険課の方からご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

それでは、長寿・介護保険課のほうから、当該個人情報の具体的な活用方法についてご説明させていただきます。お手元の資料の方ですね、平時における災害要援護者情報の共有についてというイメージ図を描いた資料の方をご用意いただけますでしょうか。これに沿って、ご説明させていただきます。まずは1枚目の方ですね、イメージ図を使って全体の情報の流れからご説明させていただきます。川西市は、平成17年の国勢調査におきまして、4,653世帯のひとり暮らし高齢者がおられるということが分かっております。このひとり暮らし高齢者につきましては、孤独死の問題や、認知症の増加、また必要な福祉サービスが行き届きにくいなど、高齢者福祉所管課としましても、重点的に見守りが必要な高齢者であると重要視しております。しかしながら、この4,653世帯のひとり暮らし高齢者が誰でどこに居られるのかといったような情報は、行政としましても把握しておりませんことから、日頃から地域において活躍していただいております民生委員様の協力をいただきまして、ひとり暮らし高齢者実態調査というのを行っているところであります。これが資料中、民生委員から長寿・介護保険課へ矢印が伸びている部分で、情報番号でいうところの“常時”の部分の関係でございます。この民生委員さんに実施していただいた、ひとり暮らし高齢者実態調査によって、長寿・介護保険課が蓄積しておりました約1,800件分の情報につきましては、昨年度の審議会におきまして答申をいただいておりますとおり、また先ほど危機管理室の方からご説明があったとおりですね、災害要援護者の把握に活用をさせていただいております。これが、情報番号説明の①及び②の流れであります。このようにして、ひとり暮らし高齢者に対しまして、災害時の安否確認同意の勧奨・案内をさせていただいておりますが、実際に同意書の返送があったのは、先ほどの説明のとおり、三割強しか返送がないのが現状であります。そのようなことから、この度の諮問のとおり危機管理室より長寿・介護保険課に同意・不同意の付帯情報を提供していただき、同意書の返送のない約7割弱のひとり暮らし高齢者に対しまして、民生委員様及び地域包括支援センター、在宅介護支援センターの個別訪問によって、ひとり暮らし高齢者に当該事業の趣旨を案内し、再度同意書の返送に繋げていこうとするものです。これが、情報番号の④及び⑤のご説明であります。以上のような全体のイメージをもって、情報の流れを作り、事業を進めて参りたいと考えております。続きまして、一枚めくっていただきまして、具体的な活用方法についてご説明させていただきます。資料の方ですね、つらつらと書いておるんですけども、当該個人情報は、そもそも民生委員様が各家庭を回って、本人様の同意の元実態調査を行い、市に提出していただいておりますので、そのような方が安否確認には同意しないというお考えであるということは考えにくく、むしろ高齢者の方でございますので、安否確認同意書の意味であるとか、書き方であるとか、または書類を紛失してしまったとか、というような理由によるものが多いのではないかと考えております。そこで、長寿・介護保険課か

	<p>ら危機管理室に情報提供した、約1,800人分に関する同意・不同意の付帯情報について情報提供いただき、それを各地域ごとに分けまして、その地域を担当する民生委員様や支援センターに情報提供し、現在、常時日常的に行っております、見守り活動や、個別訪問時に同意書を持って訪問していただいて、資料のイラストにありますようなイメージで、直接、当該事業の趣旨や内容を説明していただいて、場合によっては、同意書の書き方などお手伝いをいただいて、同意書の提出に繋げて参りたいというふうに考えております。以上のような内容で活用させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。最後に、参考としまして記載させていただいております内容について、簡単にご説明させていただきます。ひとり暮らし高齢者実態調査の根拠についてであります。これは資料のとおり、老人福祉法に基づいて、民生委員様の協力を得て実施しているものであります。続きまして、地域包括支援センター、在宅介護支援センターについてですけれども、地域包括支援センターについては、介護保険法第115条の38及び115条の39において規定されておりますとおり、被保険者の心身の状況等、生活の実態、その他実情なら実情の把握をし、福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業を実施し、地域住民の心身の健康及び生活の安定のために必要な援助を行うとされてる機関であります。また、在宅介護支援センターも同様に、老人福祉法第20条の7の2に規定されておりますとおり、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、相談に応じ、必要な助言や援助を総合的に行う事とされてる機関であります。なお、法律上は老人介護支援センターとなっておりますが、在宅介護支援センターを指すものであります。また、各機関の守秘義務につきましては、民生委員様につきましては、民生委員法第15条におきまして担保されており、支援センターにつきましても、老人福祉法、また介護保険法及び、委託の場合は委託契約書、条項つらつらと書いておりますけれども、資料のとおり担保されております。以上で、長寿・介護保険課からの説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。</p>
<p>会長代理 (副会長)</p>	<p>それでは、ただいまご説明いただきました33号案件につきまして、質疑に入りたいと存じます。各委員の皆様、ご質問等ございましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。これ名称だけでも長いし、難しいね。</p>
<p>委員</p>	<p>よろしいですか。今、不同意が62%、同意者が38%という、ご説明があったんですけど、この不同意者というのは、対象者で登録が返ってこなかったという方ですね。</p>
<p>実施機関</p>	<p>そうですね、登録手続きの書類を全戸配布していただいたり、私どもが発送した中で、こちらへ戻ってこない、手続きをしておられない方ということでございます。</p>
<p>委員</p>	<p>それから、1,800世帯とありますけれども、これは6地区の合計？</p>
<p>実施機関</p>	<p>1,800世帯というのは、全市内ということになります。</p>
<p>委員</p>	<p>というのは、同意書が1,800世帯返ってきた？</p>
<p>実施機関</p>	<p>いえ、ひとり暮らしの高齢者が、民生委員さんのほうから、長寿・介護保険課にあがっているのが、1,800人ということでございます。その方々を、一応、私どもが、前回19年4月に頂いた対象者とさせていただきます。</p>

	<p>いてる方々です。</p>
会長代理 (副会長)	<p>同意しなかったら、どうなるのですか？もう、いざという時に助けてやらんということですか？</p>
実施機関	<p>一応、何か災害が起きた時に、安否確認に同意するかどうかという同意になっておりますので、それが届かないということは、地域の方では見守れないというかたちになるかと思えます。</p>
会長代理 (副会長)	<p>「放っといてくれ」というわけですね。</p>
実施機関	<p>そういうことです。でも、1,800人は民生委員さんの方で、日頃から見守り活動を実施していただいている方ですから、民生委員さんが包括支援センターとか、お声かけをしていただくと、必ず数値としてあがってきてると思います。今日は、地区の会長がいらっしゃいますけども、当該地区でもひとり暮らし高齢者の方の同意率が低かったのも、その後、民生委員さんが、もう一度各戸訪問されて、登録手続きをされましたかという呼びかけをしていただきました。その点で、30人ぐらい上がってきております。そういう意味では、もう少し地域の皆さんのご協力をいただいで、予定どおり回っていただけたければ、率は必ず上がると信じております。以上でございます。</p>
委員	<p>この1,800世帯というのは、民生委員の届けに出ている数なんですが民生委員で漏れている数というのは考えられますよね。それについてはどういうように…。</p>
実施機関	<p>全戸配布していただいたところ、地域におきましては、具体的に民生委員さんからあがってきたものは高齢者以外の方もいらっしゃいます。それでリストの中には、民生委員さんの見守りもやっていただきたいという形で、提案してる方もいらっしゃいます。今まで、民生委員さんが長寿・介護保険課にあげてこられてなかった方で、手を挙げて、民生委員さんにもう一度見守りしていただきたいという方も何名か、結構いらっしゃいます。</p>
会長代理 (副会長)	<p>だから、民生委員さんが訪問してないところも、もっと掘り起こして広げようという趣旨ですね。</p>
実施機関	<p>全戸配布するという土地は、そういう形になっております。そのご意見も地域住民の方からいただいて、そういう具合に実施させていただいております。</p>
会長代理 (副会長)	<p>全戸配布する、誰がどういう状態か、ここは配布する必要があるかどうか調べるための資料として、これをやるということですか。</p>
実施機関	<p>そうですね、手を挙げた方については、ひとり暮らし高齢者であるとか、障害を持ってる方であるとか、色々その前回いただいた、諮問していただいた対象者を含めて、以外の先ほど申しました、日中独居とか、70、80の高齢者の世帯とかも手を挙げていただいております。</p>
委員	<p>今回の諮問はあれですよ、今の危機管理室が1,800世帯、38%だから、その数字を、データを長寿・介護保険課にお渡しするということ。</p>

実施機関	<p>そして、それを今おっしゃったような形での利用をすると。</p> <p>1,800名についての、同意か不同意かについての付加情報を全てお渡しさせていただいて、包括センターや在宅介護支援センター、民生委員さんにお渡しさせていただきまして、率を上げていきたいと考えているところでございます。</p>
委員	<p>この1,800世帯全員が、手を挙げていただくということを目指されているわけですね。</p>
実施機関	<p>原則、そうなるとありがたいと…。</p>
委員	<p>そうしますと、一般論として、やり方としては、いわゆるオプトインとオプトアウトというこの2つの方式ありますよね。つまり、オプトインというのは、こういうシステムに組込むことについては事前に同意を得て、そのシステムに組込むという方式で、オプトアウトというのは、初めからシステムに組込んで、嫌ならば後で申し出てくれというね、この2つの方式があると思うんですけれども、こういう非常に公益性の高いようなシステムの場合は、オプトインよりもオプトアウトの方式を取った方がいいんじゃないかというふうには、個人的には思うんですけどね。一律に、全てシステムに組み込んで、特に自分はこういうことは結構ですという人だけをピックアップするっていう、そういうやり方っていうのは考えられない？</p>
実施機関	<p>全員が手を挙げていただくこともありますが、意思確認がなかなか出来ないということですね、インであれアウトであれ、この意思確認をしていただけない状況の方のそれこそ不同意、今は非同意であって不同意の確認が出来ませんので、最終的にはそういう不同意の確認をまずしたいなということで、どうしても出戻りがどのパターンでも、今は出てくるかなとは思ってます。</p>
委員	<p>余談になりますが、すみません。例えば、もしこれ1,800人世帯、ひとり暮らしの高齢者がいらっちゃって、何か災害時があった時に、確認をされるという時には、どなたがどのように地域分担されるのかという、その後のことを教えていただきたいなということと、それと4,653世帯が、ひとり暮らしの高齢者ということで出ておりますけど、例えばこれに関しては、いわゆる老老介護といいますか、2人でも何か災害があった時には、非常にお困りだというような方に枠を広げられるとか、そういうことはお考えにないのか、ちょっとお教えていただけたらと思います。</p>
実施機関	<p>1点目ですけれども、私どもがお願いしているのは、地区福祉委員会エリアという形で、福祉協議会の地区福祉委員会エリア、まあ、コミュニティの範囲になるかと思いますが、14地区あるんですけれども、その中で諸団体の方々に集まっていただいて、その地域に即した形での情報管理、あるいは今申し上げました災害の時の安否確認をどうするかということで決めていただいております。1つ2つ例を挙げますと、大和地区では情報管理は防災会がやりますよと、安否確認は自治会と福祉委員会と防災会でやります。グリーンハイツであれば、大和は1つ自治会で1コミュニティですので、グリーンハイツでしたら、各自治会民生委員会が情報管理しますよと。安否確認も同じくしますと、というふうな形</p>

<p>委員</p>	<p>で各地域の実情によって決めていただくようにしております。私どもの方からこういう形でやっていただきたいということは、それは地域の特性に合わせるのが原則だと思ってるので、そういう形でさせていただいております。</p> <p>あと、ちょっと枠を広げて、ひとり暮らしの高齢者の対策、対応なんですけど、それ以外の老老介護の方なんかは？</p>
<p>実施機関</p>	<p>老老介護等につきましても、全戸配布した時に項目を設けてまして、先ほど言いました日中独居、あるいは高齢者夫婦世帯、手帳は持ってないけども体は不自由だということ等を書かせていただいておりますので、老老介護としては出てきてないですけども、高齢者夫婦世帯というのは、結構出てきております。その中で、何件かにつきましては、ちょっと今件数ははっきりしてませんけれども、連れ合いが要支援3だとかというようなことは記載されてる方も結構いらっしゃいます。</p>
<p>委員</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>委員</p>	<p>ちょっと、乱暴なことを言いますがね、この国勢調査で4,653っていう数字ありますよね。これ全部が全部要支援になるかどうかは別として、この情報というのを、今回なら危機管理室なり長寿室なりがもらったらいんじゃないですか？ちょっと、乱暴かも知れませんが…。</p>
<p>実施機関</p>	<p>基本的な、原則としては、そうであろうと思います。やはり、私どもからすれば、民生委員さんの地域の日頃の見守りの活動の中で、この方は支援が必要であろうという形で、色々関わりをさせていただいている。それが、1,800人で頂いてる。しかし、今日、民生委員さんもいらっしゃいますけど、民生委員さんが行かれても放っと思ってくださいというような方もいらっしゃいます。その意味では、原則そういう形で、4,000ということを目指しますけれども、やはり私どもが先ども申し上げましたが、民生委員さんの力に少し協力させていただくという形が、最善なのかなと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>この図でですね、民生委員のところ、1,800人について安否確認同意書を発送されたわけですけども、その他にも全戸配布もされてますよね、地域によって。その返送率が38%ということは、実数としてはこれどうなんですかね…。それでもう一つ、危機管理室のところに書いてある不同意者38%というのは、いわゆる返送の38%とイコールということですか。実数としては、不同意者というのは返ってきてないということですね。これについて、これから調査…、調査っていうと、ちょっとなんか言い方が違いますけど、やろうということですね。その実数はどのくらいですか？</p>
<p>実施機関</p>	<p>実数でありますけども、今集計させていただいて、地域のほうに情報提供させていただいてるところは、大和地区とグリーンハイツと清和台と川西小学校区とけやき坂小、北稜、桜小地区の満願寺自治会、ちょっと飛び地になってますので、満願寺自治会、特に別途自分の地域だけでやられましたんで、その中で6地域7自治会で、ひとり暮らしの高齢者が民生委員さんからいただいているのは814人です。その315人が、手を挙げていただいているということになります。だから、500人近くがまだお手を挙げていただけてないことになります。それプラス、委員さんが</p>

<p>会長代理 (副会長)</p>	<p>おっしゃいましたように、民生委員さん、介護支援センターが協力して手続きをやっていますかというようなお声かけをさせていただいて、登録率を上げたいというように考えているところでございます。</p>
<p>実施機関</p>	<p>それでは、この程度にいたしましょうか。よろしいですか…。そうしましたら、実施機関の皆さま、ご苦労様でした。</p>
<p>会長代理 (副会長)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>※ 実施機関（危機管理室、長寿・介護保険課、福祉政策課）退席</p>
<p>会長代理 (副会長)</p>	<p>それでは、引き続きまして、諮問第34号案件の「定額給付金支給管理事務及び子育て応援特別手当支給管理事務に係る外国人登録原票の利用について」に関しまして、諮問実施機関からご説明を頂きたいと思えます。お願いします。</p>
<p>実施機関</p>	<p>失礼いたします。それでは、諮問第34号案件につきまして、個人情報保有する立場から、ご説明の方をさせていただきたいと存じます。恐れ入りますが、別紙「外国人登録事務に係ります目的外利用・提供について」をご覧くださいませようお願い申し上げます。それから、先ほど冒頭、事務局の方から諮問等の概略説明はあったかと思えます。重複する点はあるかと思えますけれども、その点またご了解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。本諮問案件は、当市民課におきます外国人登録事務において取り扱っております外国人登録原票の情報を、定額給付金支給管理事務及び子育て応援特別手当支給管理事務において利用させることの可否を諮問内容としたものでございます。具体的に利用する情報といたしましては、お手元資料の利用・提供する個人情報の内容欄にございますように、外国人の方の住所、氏名、生年月日、性別、通称名、住民日、国籍、在留資格及び在留期間、そして世帯構成員、本邦にある父母及び配偶者でございます。この諮問の目的でございますけれども、具体的な事務処理等々につきましては、後ほど定額給付金等対策チームの方からご説明をさせていただくこととなりますが、既に委員の皆さまも新聞報道等によくご承知の通りかと思えますけれども、国の方が住民への生活支援を行うと共に地域の経済対策に資する事業として、住民基本台帳に記録されております者及び外国人登録原票に登録されている者に対して給付金を支給しようとするものでございまして、その支給にあたりましては、住民基本台帳を利用することにつきましては、住民基本台帳法第1条に、「住民に関する事務の処理の基礎とする」と定められておりまして、個人情報保護条例の規定にかかわらず、その法の規定に基づき利用が可能なものであることを総務省においても既にその見解が示されているところでございまして、本市におきましても個人情報保護条例の制定当初から住民基本台帳の利用につきましては、当審議会のご意見も踏まえながら同様の考えの元で運用をさせていただいております。ただ、外国人登録原票の利用につきましては、法務省入国管理局の外国人登録事務取扱要領におきましては、国の機関または地方公共団体への開示、および自治体内部での関係部門からの請求・協力依頼の場合につきましては、その利用については妥当性があることを認めていますものの、これは住民基本台帳法のように法を根拠とするものではございません。そうしたことから、やはり厳格に本市個人情報保護条例を解釈いたしますと、条例第10条の第1項の第1号から第3号には該当しないことから、保有課といたしましては同条第1項の第4号</p>

に基づき、本審議会のご意見をお聴きした上で、利用すべき事項であると判断したところでございます。なお、条例第10条第2項の規定に基づき本人通知でございますけれども、当該利用した個人情報につきましては支給通知そのものが当該本人に送付されますことから、その時点で利用していることを了知されることとなりますので、あえて利用した段階では通知する必要性はないものとして、事務処理といたしましては省略をさせていただく事と考えております。また、住民基本台帳に登録のある方について通知しないのに、外国人登録原票にある方だけを通知するというのも統一性の観点から適当でないものと考えますことから、この点につきましても、どうぞご配慮いただきますようお願いいたします。それと最後になりますけれども、利用・提供先に対する措置でございますが、利用に当たりましては、利用する個人情報については目的外に利用提供しないことは勿論のことでございます。利用する個人情報については厳重に管理し、漏洩のないようにするとともに、当該業務が完了した時点で責任を持って破棄することを条件といたしております。以上簡単ではございますが、保有課の立場からの本諮問に対するご説明とさせていただきます。なお、利用に際しまして、引き続きまして定額給付金等対策チームの方からご説明をさせていただきたいと存じますので、どうぞよろしくようお願いいたします。以上でございます。

## 実施機関

それでは、お配りしております資料に沿って、定額給付金及び子育て応援特別手当について、ご説明させていただきます。定額給付金の概要でございますが、景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともに、あわせて、住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資することを目的とするものでございます。給付対象者は、平成21年2月1日の基準日において、市の住民基本台帳に登録されてる者、外国人登録原票に登録されてる者で、不法滞在者及び短期滞在者のみ対象外としております。申請・受給者は、給付対象者の属する世帯の世帯主となっており、また外国人につきましては、各給付対象者となっております。給付対象者一人につき12,000円が支給されますが、基準日において65歳以上の者及び18歳以下の者については、20,000円が世帯主に対して支給される事になっております。次に、子育て応援特別手当の概要でございますが、現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の子育て負担に配慮し、子育てに対する生活安心の確保を図ることを目的としております。支給となる子は、次の2つの要件を満たすことが、それぞれ必要でございます。1つは平成20年3月末において、3歳以上18歳以下の子のうち第2子以降の子で、かつ、3歳以上5歳以下の子。また2つは、平成21年2月1日において、市の住民基本台帳に登録されてる子、または外国人登録原票に登録されている子で、不法滞在者及び短期滞在者のみ対象外としております。申請及び受給者は、支給対象となる子の属する世帯主となっております。支給額は、支給対象となる子1人につき36,000円でございます。次に、給付事務のスケジュール、予定でございます。2月27日に市の補正予算が議決され、3月4日には国会での関連法案が成立しております。3月、今月にこの①の住民基本台帳及び外国人登録台帳のシステムを改修し、2つ目の定額給付金及び子育て応援特別手当の対象者データの抽出をいたします。その後、③の抽出したデータに基づき、定額給付金及び子育て応援特別手当の申請書を作成いたします。この対象者データにつきましては、専用サーバにて管理いたします。給付業務終了後は、専用ソフトによりデータを消去いたします。3月末に、この申請書を市民の方へ郵送いたします。4月始めには着きますので、市民の方は申請書に記入され、郵送にて市のほう

	に提出いただきます。後日、市の方から口座振込み予定日等を郵送にて通知いたします。4月下旬には、第1回目の口座振込みを予定しております。以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。
会 長 代 理 (副会長)	ありがとうございました。それでは、第34号議案について、ご質問・ご意見を頂戴したいと思います。どうぞ。
委 員	提供する個人情報の内容の中で、「本邦にある父母及び配偶者」とありますが、これはどういうあれで必要なんですか？
実 施 機 関	本件につきましては、子育て応援特別手当の支給のために必要な情報ということでございます。
委 員	定額給付金では、関係ないのね。
実 施 機 関	はい。
委 員	2月1日が基準日ですよ。もし、2月2日とか3日にもう帰国されたらどうなるんですか、そういう人は。
実 施 機 関	請求される時点で、同じような資格がないと支給されません。
会 長 代 理 (副会長)	こちらにいないかならないということやね。
委 員	請求する時に、例えば、韓国の人が韓国帰って、韓国から請求するっていうのもいけるの？
実 施 機 関	外国人登録原票が閉鎖された段階で、請求できなくなります。
委 員	日本国民の場合は、しかし、死亡した人にも支給されますよね。
実 施 機 関	世帯が残っておれば、その次の世帯主の方が、請求することは可能です。ただし、単独の世帯の方がお亡くなりになられた場合は、支給出来ないことになっております。
会 長 代 理 (副会長)	相続みたいなもんですね。帰ってしまったらあかんというは…。まあそうでしょうね。
委 員	一般の我々は、今おっしゃったように、市民課原票から郵送で通知が来るわけですね。この子育ての分については、外人さんの分についても通知がいくんですか。
実 施 機 関	そうですね。
委 員	そういうことですか。いわゆる、こちらに移した情報の中から抽出して。
委 員	平成20年3月末において3歳以上。2歳やったら、駄目な訳ですね。そういうことですね。

会長代理 (副会長)	<p>要するに、登録原票見ないと、これを渡してあげようと思っても、渡せないのやな。見せない見せない言うて、これ以上こうやったら、結局できないということですね。だから、そこへカード見せようかということですね。しかし、審議会でこれは見せたあかん言ったら、もうその子たちはもらわれへん訳ですか…。</p>
実施機関	<p>おっしゃるとおりで、住民基本台帳法が原則公開としておりますのに比べまして、外国人登録法につきましては、4条の3第1項によりまして、本人以外、原則非公開と法的にはそうなっております。ただ、課長が説明申し上げましたように、法務省の通知によりまして、原則非公開についてどういように取扱いをするのかということについて、やはり日本人に比べまして、不当に不利益を被るといようなことのないようにということで、地方公共団体でございますとか、国の機関から請求があります場合、あるいは地方自治体の内部から請求のあります場合で、具体的な根拠がある場合、そういった場合については、開示して差し支えないというような、運用上はそういった通知をいただいております。ただ、法令ではございませんので、個人情報保護条例第10条1項のこの第2号に基づきます、法令に基づきということ適用するわけにも参りませんので、今回4号の該当によりまして、審議会でご議論いただきまして、全国一律で交付させていただく、あるいは本人利益にもなりますし、また取り扱う職員自身が市の職員でございましたり、あるいは受託業者ということで、個人情報保護条例での守秘義務なり、罰則も適用されるということで、きっちり管理された中で処理もさせていただきますので、本人の不当な権利利益の侵害にも当たらないのではないかとというように思うわけなんですけれども。そういう点で、何とかご理解をいただきますように。</p>
会長代理 (副会長) 委員	<p>ありがとうございました。よく分かりましたね。よろしいか…。</p> <p>今回のあれとは、ちょっと違うんですけども、定額給付金に関してですね、例えば、DVで奥さんが子どもさんを連れて逃げて回ってるっていう家庭がありますよね、あるいは別居中のご家庭とかね、それ全部世帯主の方に振り込まれるわけですよ。そういうのは、どういうふうな手当てというか、対策というか、考えられているのかなど。</p>
実施機関	<p>確かに、そういう部分はあることはあるんですが、国の制度上は、あくまで、2月1日現在で、住民基本台帳を置いているところ、その世帯主に振り込むということでございますので、市の方で実態を見てですね、この方はDVで逃げているのでこっち、ということとはできない。あくまで、住民票登録をしているところということなんで、現状では手はございません。</p>
委員	<p>それは、総務省の方からそういうふうに出てきてるわけですか？何かうっすらと聞いたのでは、警察の方でね、例えばDVの被害に遭って警察の方で証明をもらおうと、奥さんの方に、別途振り込まれるようなことも聞いたようなことがあるんですけど。</p>
実施機関	<p>それはですね、いわゆる住民基本台帳の方の住民登録の方の制度で、いわゆる警察の、まあ、市民課のほうが専門家なんですけど、警察の証明を貰ってすれば、別の場所で住民登録ができて、それを要は、オープンにしないことができる。そういう免除を受けておられる方は、当然そ</p>

実施機関	<p>の住所地でと。そういうことをされてない方は、当然、本来の住所地で      というか、住民登録地での給付ということになります。</p> <p>今、ちょっとご説明させていただいたように、DV並びにストーカー      その辺の関係の法律に基づきましてね、市の支援措置というのをやらせ      てもらっています。今、委員おっしゃったように、警察の方に届けを      いただいて、警察から証明を持ってきていただいた方が、例えば転出な      さる、そうしたら、その転出なさった、いわゆる住民票の除票を配偶者      の方が請求があっても出さないという支援措置をしているわけですね。      ただ、DVの中でも、例えば警察に届けをされていない、住民登録も異      動せず、どこかに行って分からないという方については、同じ世帯にい      らっしゃるわけですから、先ほど冒頭にご説明いたしましたように、世      帯主の方へお送りして、いわゆる奥さん、子どもさんの分も支給される      ということにならざるを得ない。そういう支援措置をされてる方につ      いては、改めて別のところに住民票があるわけですから、そちらの市町村      の方へ、2月1日現在で支給されるというような措置になっているん      ですね。</p>
会長代理 (副会長)	<p>しかし、制度としては夫婦喧嘩してると。だから、渡してもらったら      困ると。あくまでも個人の権利でしょ？亭主が権利を持つわけじゃ      ないんで…。奥さんは、この金は亭主に渡してもらったら困る、必ず私      のところに回って来ないからね、渡さないでおいてくれという申し立てを      したらね、ちょっと、これはとどのつまり、はっきりしてくれというこ      とにしないとですね、警察に行って、これ登録なかったら駄目ですとい      うような、そんなことじゃ…。やっぱり個人の権利だから、権利で助け      てくれといたら、やっぱりそうなるな。警察から何かいってもらえと      か、それから、ちゃんと載ってる場合には、これで渡すことになると      わと。やっぱり、ちょっと時間おいて、ちょっと待って、ちょっと待ち      ましょう、ということでしょうね。面倒くさいから、とにかく世帯主に      渡す、しょうがないから手続きとしてはそうですけども、もらうのは個      人の権利ですわな。亭主が持っているわけやないので。亭主に、私は代理      権は与えません、私が必ずもらいに行きますと言われたら、やっぱり市      としては、ちょっと待って、解決してくれという…。それは、やっぱり      妥当でしょうね。まあ、そんな制度論言ってもしかたないけど…。よろ      しいか。</p>
委員	<p>総務省は、そういうことは認めないんでしょうね。そういう個別の処      理はね。</p>
実施機関	<p>現段階では、個別の処理は認めないというか、あくまでも2月1日現      在で、住民基本台帳に記録されてる者。そのルールは変えないというの      は言っております。</p>
委員	<p>離婚前提に、例えば調停とか、裁判中の夫婦であっても、その住民票      が一緒の限りは、全部世帯主にいくという理屈ですね。そういうことで      すね。</p>
実施機関	<p>あくまでも申請受給権者というか、受給者は世帯主ということに制度      上なってますので。</p>
委員	<p>そうしておかないとな…。</p>

会長代理 (副会長)	これで、皆さん質問よろしいですね。それでは、ご苦勞様でございました。ありがとうございました。
	※ 実施機関（市民課、定額給付金等対策チーム）退室
会長代理 (副会長)	そうしたら、今の2つの事案につきまして、これからどうしようかということでご審議いただきたいのですが、まず、第33号からいきましようか。もう一度、この諮問書を見てもらって、基本これで考えるんですね、結論はここだけでございますので。まあ、制度としてはこれはいいと思いますけども、個人情報漏れたら困るとか、その辺がね…。
委 員	別に、これ民生児童委員ですからね。守秘義務がかなり厳しいですから。我々反対に地元ではね、民生児童委員さんが持つとる情報をくれて言っても、絶対出さないですから。しかし、元々は、いきいき長寿室というか、長寿室が持ってた情報をこちらにもらう。それを精査したものをまた帰るわけですから。同意・不同意を付加して。
委 員	ひとり暮らし高齢者データというのは、これは危機管理室が持つことについては、問題ないんですよ。
事 務 局	はい、既に、この審議会です…。
委 員	そうですね。そのひとり暮らし高齢者であるということは、もう市は把握してるわけですね。
事 務 局	はい。
委 員	ただ、安否確認してよろしいか、というその部分ですね。その部分でいや私は安否確認いらんという人がいるわけですね。
委 員	そういう意思表示をされてない人。要するに、だから、同意書送ってもですね、それが返ってこない。それらをどうするかっていうのを協議してるんですけどね。
会長代理 (副会長)	「放っといってくれ」という、そんなん言わない？
委 員	「放っといってくれ」いう、そんなん見たことないです。
会長代理 (副会長)	黙ってる人とか…。
委 員	私、書き方分れへんわ、とか。
委 員	だから、私、さっき言ったのは、こういういい制度だからね、全部組み入れてしまえばいいんですよ。嫌な人だけ手を挙げてくれという方式にすれば。
委 員	そのほうがいいかな。
委 員	乱暴な言い方だけど、全部オープンにしてね。とりあえず、民生委員がまわるという形にすれば一番いいんでしょうけどね。

委 員	組み込む際に同意をとっているから、こう30何%になってるわけですね。始めから組み込んで、嫌な人はもう手を挙げてください、その人だけ除きますよと。
委 員	だから、これは今回そうしようと。
委 員	いやいや、違うでしょ。
委 員	違いますよ。民生委員が持っているのが、1,800。そのうち、データが上がってきてるのが、500ですか、300ですか？その残りの1,500。まだやってない地域もありますけど、それは別として、残り掴んでるんだけども、同意しない。
委 員	だから、もういっぺん出して、同意してくださいというお願いをするわけですね。
委 員	そうそう。
委 員	だから、そうじゃなくて、全部組み込んで、嫌な人だけ手を挙げてくれと。
委 員	それは分かるんですけどね。その手を挙げてくれ、挙げてくれないとね、最初から見てない人がいるんですよ。
委 員	それは同意してるんです、そういう人は。
委 員	これは個人情報の逸脱になります。
委 員	いや、そんなことはないです。
委 員	民生委員さんが持っている情報をね。
委 員	つまり、この図でいうとね、①のひとり暮らし高齢者データというのは全部行ってるわけです。これは審議会が同意してるから、それは問題ないんですよ。民生委員さんから危機管理室にデータ出すというのは、ここで以前に同意してますんで、これは適法にデータいってるわけですよ。
事 務 局	そうです。
委 員	そういうことですね。だから、問題は1,800の人に個別に安否確認していいですかということは今聞いているわけです。それで、返事が返ってきていない人が62%いるわけです。聞いてくださいという人が38%ですね。何も言ってこなかった人が62%いるんです。その人たちにもういっぺん聞きましょうということでしょう。
委 員	そういうことです。
委 員	そういう意味ではなしに、1,800全部を組み込んで、嫌な人だけ私は嫌ですというふうに言ってくださいという通知の仕方に変えればね。

委 員	それを今言ったんですね、そういうことを言っても、それすら返ってこないケースが往々にして…。
委 員	それはもう、組み込まれてるんですわ。というのは、個人情報保護と公益性を秤にかけて、こいつは公益性が非常に高いという場合は、オプトアウト方式でもいいというのが個人情報保護の考え方ですわ。いい制度だから、特に嫌な人だけをはっきりと意思表示をしてもらって、そういう人だけを除く。意思表示してない人は、もう公益性が高いということで組み込んでいく。
委 員	これはひとり暮らし高齢者のみのことですね？
委 員	障害者も含めてです。
委 員	もちろん、今回の諮問について、私個人は同意するにやぶさかではないんですけどもね。また同じことになれへんかと思うんですよね。この68%の人にまた通知してね、果たしてどれだけ返ってくるかですわ。
委 員	オプトアウトにすると、これ法律とか、いろんなことに抵触してきます？
委 員	しない、しない。
委 員	その情報はどこへ開示するんですか？
委 員	開示じゃない。もう既に、危機管理室のほうにデータ行ってるんですよ。だから、こういう危機管理室の把握している1,800人の人についてね、何かあった場合に、安否の確認しますよということなんですよ。自分とは聞いていないって人にだけ手を挙げてもらえば、というのはどうなんですかね、そういう考え方は。
事 務 局	確かに、その公益性と委員がおっしゃいましたような考え方が、今、正直なところあるのかなということに、ちょっと気付いたところで、今後におきましては、実際はこの審議会にかけるに当たっても、今回については、オプトアウト方式は取っておらないんですけども、やはり今回のような公益性がかなり高いようなものについては、今後内部の方でも検討させていただいて、オプトアウト方式の方の諮問を出させていただくようなことも、これを機に検討はしていきたいと考えておりますので…。
委 員	今回の諮問案件はこういう諮問ですから、私個人は了承っていう気持ち持ってますけどね、またやっても結局、同じような結果になりはしないかなと…。
事 務 局	そうですね、ただ今回の部分につきましては、ハガキ云々というよりも、実質上は民生委員さんがその方のお宅の方に行かれてということですので、これまでよりかは、より確実な情報になるのかなというふうには考えているんですけども。
委 員	さっき、30何人あがってきたというのは、いっぺん締め切った、それから民生委員さん僕らも色々話をして、またもういっぺん行ってやと。

委員	<p>同意書持って行くと、そんなん見てへんわという人いるんですよ。その中で、あがってきたのが30何人。そういう形で、地道にいかんと仕方ないという…。</p> <p>ただ、全部組み込んでしまえばいいんですよ。</p>
会長代理 (副会長)	<p>委員がおっしゃっているのは制度論ですよ。制度論としては、理想的だと思いますけど。この諮問はいいですね、これはもうどうですか、皆さん、OKしましょうか…。じゃあ、これはOKということ。その次、それでは、34号諮問案件いきましょうか。34号は、外国人は、特に秘密を守ってやらないかんとということで、日本人とは違うということですけども、やっぱりお金を渡すということになると、やっぱり放っておくのはかわいそうだし…。</p>
委員	<p>それは、逆に、問題になりますわな。</p>
会長代理 (副会長)	<p>利益がぶら下がっているんだから。そりゃ、もらってもらいましょうやと。</p>
委員	<p>だから、問題は日本国民の場合は、住所、氏名、生年月日、性別ですかね、それがいくわけでしょ。住基ネットの方からは、氏名、性別、生年月日、住所でしょ、それがいくわけですよ。それとのバランスで、この外国人登録原票の、この提供されるデータがアンバランスでないかどうかとところが、つまりデータを提供しすぎてないかということですね。そこは問題になると思うんですね。外国人登録原票の氏名、住所、生年月日、性別、これは日本国民と一緒にですね、通称名ね、これも必要かなと思うんですね。で、住民日、これも必要かな…。国籍はどうかかと、ここはちょっと議論なるかも知れませんね。在留資格、在留期間、世帯構成員これも必要かなと思うんですよ。だから、問題は国籍を通知する必要があるのかどうか。外国人であるということだけでいいんじゃないかっていうね。その辺はどうなんですかね。</p>
事務局	<p>確かに、厳密に言うと、委員のおっしゃるとおりかなとは思いますが、ただ、当然これシステムと関係しますので、単体でデータをもろうというわけではないので、オンライン上のデータを抽出する。そこで、例えば国籍だけを外してというようなプログラムが、多分、なかなか組みにくいのではないかと思います。やはり、本来持つべき外国人登録原票の情報というのが、オンライン上に入っていて、その情報が多分、そっくりそのままいくのかなと。それを、また仕分けしてということになりますと、もちろん本質的にはそういうところまでをしなければならぬかとは思いますが、何分機械上といいますか、そういうふうな部分もあるのかなと。これは確定のお話ではないんですけども…。</p>
委員	<p>さっき、質問すればよかったけど。国籍は別にいらんんじゃないかなという気もしますけど。まあ、システム上はやむを得ないかなという気がしますが。今回だけの利用で。</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員	<p>イエスカノーだから。川西だけ国籍除いたらしいでってことになる。</p>

委 員	外国人であるということさえ分かれば。
会 長 代 理 (副会長)	論理的にはそういうことですね。
委 員	まあ、システム上無理ならば、仕方ないかなっていう気はします。
会 長 代 理 (副会長)	これ、皆さんOKでいいですかね。
委 員 一 同	はい。
会 長 代 理 (副会長)	では、皆さんOKでございます。よろしいですね。これ通していただいて。次に、第3の報告事項をお願いしましょうか。
報告事項 統計法(平成19年法律第53号)の制定等に伴う個人情報保護条例の一部改正について	
事 務 局	それでは、私のほうから 川西市個人情報保護条例の一部改正についての概要、並びにもう既にお手元に配布いたしております新旧対照表に基づきまして、改正内容をご説明申し上げます。ちょっとかけて…。
会 長 代 理 (副会長)	はい、どうぞ。
事 務 局	まず始めに、一部改正の概要をご説明いたします。この改正条例によります改正前の川西市個人情報保護条例第43条第3項、適用除外規定におきまして、旧統計法に基づき実施されました指定統計調査などにより集められた個人情報については、同法に個人情報の取扱い等に関する規定の整備が図られておりましたことから、これら個人情報については、改正前の川西市個人情報保護条例の適用除外となっております。この度平成19年でございますが、公的統計区分の整備等に伴いまして、統計法の全部改正が行われたところでございますが、改正後の新統計法におきましても、旧統計法と同様に、公的統計によって集められました個人情報の取扱い等に関し、守秘義務等の規定の整備が図られてますことから、改正前の適用除外規定中において、旧統計法により引用されておりました公的統計の名称を、新統計法の名称に改めるなどの必要が生じたため、この度、平成21年第1回川西市議会定例会に川西市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての議案名で、2月24日付で議案上程させていただきました。3月5日、昨日でございますが、総務常任委員会で可決されましたことを、この場でご報告申し上げます。なお、この改正条例は、統計法同様、平成21年4月1日施行となっております。引き続きまして、既にお手元に配布しております新旧対照表でございます、この白の部分でございます、これに基づきまして、改正の内容をご説明申し上げます。まず、新旧対照表の現行の部分をご覧ください。左側の部分でございます。改正前の川西市個人情報保護条例第43条第3項中におきまして、旧統計法より引用しておりました旧統計法第2条に規定する指定統計、第8条第1項の規定により、総務大臣に届けられました指定統計調査以外の統計調査及び統計報告調整法、この法律は新統計法の附則で既にもう廃止されております。この規定により、総務大臣の承認を受けた統計報告の区分が廃止されました。次に、恐れ入りますが、新旧対照表の改正案部分をご覧ください。改正後の条例同規

	<p>定中におきまして、新統計法より引用いたします、新統計法第2条第6項に規定する基幹統計調査、同条7項に規定する基幹統計調査以外の一般統計調査、その他新統計法第52条第1項に規定する情報という言葉がございますが、これは新統計法中の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の適用除外規定でございます。その規定中に示されております具体の統計名称、事業所母集団データベース及び新統計法第29条第1項の規定により、他の行政機関から提供を受けた行政情報に含まれる個人情報を指しております。並びに、新統計法第24条第1項の規定により、総務大臣に届けられた統計調査、いわゆるこのような字句を適用しない旨を定めるため、新たに区分として整備いたしましたものでございます。以上、新旧対照表の説明を終わります。最後に、本来でございましたら、川西市個人情報保護条例の改正に当たりましては、事前に本審議会のご意見を賜った後、条例改正の運びとさせていただくものでございますが、この度の改正は公的統計の体系的整備を目的とし、統計法が全部改正され、指定統計などの文言を改めるなどの整備規定でございますので、事後の報告となりましたことをよろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>
会長代理 (副会長)	<p>ありがとうございました。ものすごくややこしいね…。法律が変わって、表現だけを変えたというこですわね。</p>
事務局	<p>具体的には、従来、地方と国の統計区分が曖昧になっていた部分を、基幹統計、これは主に国によってされる分と、地方の部分とを明確化されたということでございます。その他、この統計法は、統計委員会というような、いわゆる規定整備が行われた。それと、罰則強化が守秘義務に関してかなり強化されたこと。もう一点、統計の申告義務に関しても従来提出されなかった分について、かなり罰金額が低かった、それが重い罰金となっております。このような改正内容でございます。この度、今説明申し上げた部分は、あくまでも統計法の名称が変わりましたと、ちょっとややこしい文言で規定を準用しておりますので、このような説明をさせていただきましたが、名称です。指定統計が、基幹統計調査に変わりました、そのような感覚で字句上の改正というような形で考えていただきましたら、結構かと思えます。</p>
会長代理 (副会長)	<p>ありがとうございました。委員は分かっておられると思うけど…。何かややこしい…。</p>
事務局	<p>もっと、端的に、もう単純に申し上げさせていただきますと、いわゆる個人情報保護条例、これプライバシー保護の条例なんですけれども、この条例で本来保護しなければならない個人情報が、当然あるんですけど、別のところで、いわゆる法で何らかの形で、同様な保護措置が講じられているものについては、当然この条例を適用せず、そちらのほうが適用されるわけですから、こういったことで、統計法で集められた個人情報というのは、統計法の中で、そういう保護措置が講じられているので、この条例の適用は受けませんよと、適用除外としております。これがお手元の本の254ページ、255ページにその旨が記載されてあるんですが、今回、その統計法が改正をされましたので、課長が申し上げましたように、細かい文言が色々あるんですけども、同じ何も変わりませんよ、ただし文言等が変わりましたので、今のままこの条例を使うことができないので、改正の方を、字句の整備等をさせていただきましたということでございます。</p>

会 長 代 理  
(副 会 長)

条例より法律の方が上ですからね。よく分かりました。そうしたら、これで終わりましょうか…。

※ その他事項として、委員より「グーグルストリートビュー」についての話しが提起され、簡単な意見交換を行う（内容略）。

会 長 代 理  
(副 会 長)

ありがとうございました。それでは、本日はこれで終わりたいと思います。皆さん、どうもご苦労様でした。ありがとうございました。